



第35回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2026年5月28日（木曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）

開催
場所

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
東京虎ノ門グローバルスクエア
コンファレンス

※開催場所が前年と異なります。
お間違いのないようご注意ください。

議案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

目次 第35回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
計算書類
監査報告書

株式会社マーキュリー

証券コード：5025



株 主 各 位

証券コード 5025
2026年5月13日
(電子提供措置の開始日2026年5月1日)

東京都港区六本木三丁目2番1号

株式会社マーキュリー
代表取締役 陣 隆 浩

第 35 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://mcury.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。「東証上場会社情報サービス」トップページにアクセスのうえ、銘柄名（マーキュリー）または証券コード（5025）をご入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



議決権行使はご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使いただくか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 開催日時 2026年5月28日(木曜日) 午前11時

(2) 開催場所 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

※開催場所が前年と異なります。お間違いのないようご注意ください。

(3) 目的事項

報告事項 第35期(2025年3月1日から2026年2月28日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎ご送付している書面は、法令及び当社定款の規定に基づき電子提供措置事項から一部項目を除いておりますが、目次、項番、参照ページなどは電子提供措置事項と同一としており、連番となっていないことをご了承ください。

◎これまで書面でお送りしていた株主総会資料(株主総会参考書類・事業報告・計算書類・監査報告書)は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することになりました。お手数ですが、1頁に記載のウェブサイトにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。本招集ご通知には、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、株主総会参考書類を併せてご送付しております。

次回以降の株主総会について、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、基準日までに書面交付請求を行っていただきますようお願い申し上げます。書面交付請求のお手続き等につきましては、当社株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社またはお取引の証券会社までお問合せください。

# 議決権の行使方法のご案内

## 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

**2026年5月28日(木曜日)**  
午前11時[受付開始:午前10時30分]

## 当日ご欠席の場合

### 郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

**2026年5月27日(水曜日)**  
午後6時到着分まで

### インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年5月27日(水曜日)**  
午後6時まで

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部 (ヘルプデスク)

システム等に関するお問い合わせ



**0120-173-027**

受付時間:午前9時から午後9時まで

# インターネットによる議決権行使のご案内



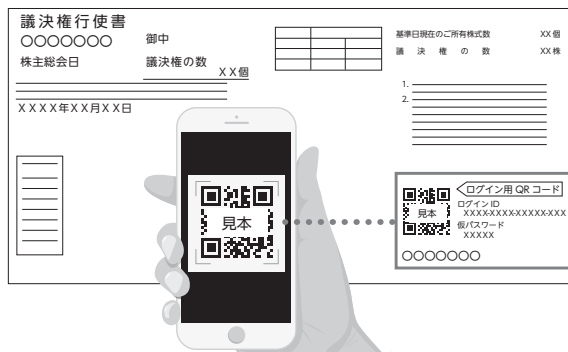
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年5月27日(水曜日)午後6時まで**

## QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

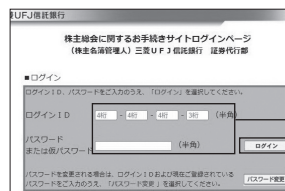
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」および「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

## ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株皆様のご負担となります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1 提案の理由

#### (1) 基準日及び配当基準日の変更

定時株主総会の開催時期を適切に設定することにより、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、定時株主総会の招集の時期及びその議決権の基準日にかかる現行定款第12条第1項及び第13条の一部を変更するとともに、あわせて現行定款第43条第1項及び第2項の期末配当及び中間配当の基準日につきまして、それぞれ所要の変更をいたしたいと存じます。

### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                     | 変更案                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 第12条 (基準日)<br>当社は、 <u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> | 第12条 (定時株主総会の基準日)<br>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年3月31日とする。</u>           |
| 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。                                                     | 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。                  |
| 第13条 (招集)<br>定時株主総会は、 <u>毎事業年度の終了後3か月以内</u> に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。                                    | 第13条 (招集)<br>定時株主総会は、 <u>議決権の基準日から3か月以内</u> に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 |
| 第43条 (剰余金の配当の基準日)<br>当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。                                                    | 第43条 (剰余金の配当の基準日)<br>当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。                |
| 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>8月31日</u> とする。                                                                      | 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。                                   |

## 第2号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、GA technologiesグループにおけるシナジー効果の最大化を図ることを目的に1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会から本議案について総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を受けております。

候補者番号

1

じん  
陣

たかひろ

隆浩

(1966年11月28日生・男性)

再任

■取締役会出席回数

13回/13回

■所有する当社の株式数

14,800株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 株式会社明和住販（現 株式会社明和）入社

1987年 4月 株式会社オリエント住販入社

1992年 3月 株式会社東京都市開発入社

1993年 9月 株式会社アルファプランナー入社

1996年 9月 株式会社デジタルウェア入社

2001年 3月 株式会社エクス 代表取締役

2003年 3月 当社 代表取締役社長 CEO（現任）

2014年 1月 株式会社JINX設立 代表取締役（現任）

### 【取締役候補者とした理由及び期待される役割】

陣隆浩氏は、長年にわたり代表取締役として当社を成長させてまいりました。当社が今後も持続的な企業価値向上を果たしていくためにも、その強力なリーダーシップと豊富な経験と知見が欠かせないことから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

おおでら  
大寺

としゆき  
利幸

(1974年10月14日生・男性)

再任

■取締役会出席回数

13回/13回

■所有する当社の株式数

41,700株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 株式会社デジタルウェア入社

1999年 6月 株式会社ビジネスポートシステムズ入社

1999年 10月 当社入社

2008年 9月 当社 ソリューション事業本部副本部長

2009年 9月 当社 ソリューション本部長

2010年 6月 当社 執行役員ソリューション本部長

2011年 8月 当社 取締役ソリューション本部長

2021年 3月 当社 取締役事業推進本部長

2023年 3月 当社 取締役事業部門担当

2025年 5月 当社 代表取締役 COO（現任）

### 【取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大寺利幸氏は、入社以来事業部門の業務に従事し豊富な経験と、業務知識を有しております。2011年より取締役に、2025年から代表取締役に就任し、豊富な経験、幅広い見識とリーダーシップは今後も当社の持続的な企業価値向上に欠かせないことから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

た か ぎ

ま さ し

新任

3

高木 雅史 (1986年12月25日生・男性)

■取締役会出席回数

一回/一回

■所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                            |          |                      |
|----------|--------------------------------------------|----------|----------------------|
| 2010年 4月 | 新日鉄住金ソリューションズ株式会社<br>(現 日鉄ソリューションズ株式会社) 入社 | 2021年 8月 | 株式会社マネーフォワード 入社      |
| 2018年10月 | ストックマーク株式会社 入社                             | 2026年 1月 | イタンジ株式会社 入社          |
| 2020年 8月 | ServiceNow Japan合同会社 入社                    | 2026年 1月 | 同社 売買支援事業本部 本部長 (現任) |

## 【取締役候補者とした理由及び期待される役割】

高木雅史氏は、複数の事業会社で事業責任者を歴任され、2026年にイタンジ株式会社に入社されました。今回GA technologiesグループ会社から取締役を招集することで、①上場企業としてのガバナンス強化および企業価値向上への貢献、②中長期的な成長戦略の策定・実行に対する経営助言および監督、③不動産テック領域における知見を活かした事業高度化・DX推進支援、④グループシナジー創出 (同社およびGA technologiesグループとの連携強化)、⑤KPI設計・業績モニタリングの高度化による収益性改善への寄与に貢献することが期待できることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

と み だ

な お と

新任・社外・独立

4

富田 直人 (1965年2月21日生・男性)

■取締役会出席回数

一回/一回

■所有する当社の株式数

一株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                               |          |                                  |
|----------|-----------------------------------------------|----------|----------------------------------|
| 1987年 4月 | 株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) 入社            | 2022年 6月 | 株式会社Innovation M&A Partners代表取締役 |
| 2000年12月 | 株式会社イノベーション設立 代表取締役社長 CEO (現任)                | 2022年11月 | 一般財団法人 静岡イノベーション奨学事業団 代表理事       |
| 2015年 4月 | 株式会社NTI代表取締役 (現任)                             | 2023年 4月 | 株式会社Innovation M&A Partners取締役   |
| 2019年 6月 | 株式会社コクリボ (現 株式会社Innovation X Solutions) 代表取締役 | 2024年 1月 | 一般社団法人xIB JAPAN理事 (現任)           |
| 2020年 2月 | 株式会社Innovation IFA Consulting取締役              | 2024年 4月 | 一般社団法人静岡ベンチャースタートアップ協会理事 (現任)    |
| 2020年10月 | 株式会社Innovation M&A Partners取締役                | 2024年 4月 | 公益財団法人 静岡イノベーション奨学事業団 代表理事 (現任)  |
| 2021年10月 | 一般社団法人 静岡イノベーションベース 代表理事 (現任)                 |          |                                  |

## 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

富田直人氏は、2000年に株式会社イノベーションを設立し、代表取締役として長年にわたり経営を担ってこられました。その経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役会を有効に機能させ、当社の持続的な成長と企業価値向上を推進する適切な人材と判断し、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株式数を含めておりません。
3. 富田直人氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出る予定であります。
4. 高木雅史氏、富田直人氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求が生じた際、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上

# 事業報告 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年3月1日～2026年2月28日）における我が国の景気動向は、中東情勢の影響を注視する必要があるものの、景気は緩やかに回復しております。

当社の顧客が属する不動産業界におきましては、全体として住宅建設は弱含みで推移しております。その一方で、当社が事業展開している三大都市圏の新築マンション市場においては資材価格や人件費等の建築コストの高騰等を背景として新築マンションの販売価格は引き続き上昇傾向にあります。また、新築マンション価格の上昇を受けて中古マンション価格も上昇基調で推移しており、不動産価格全体としては底堅い動きが継続しております。

このような事業環境の下、不動産情報提供サービスを行う当社はサービスの拡大を積極的に推進しております。当社の主力事業であるプラットフォーム事業（新築マンション事業者向けSaaS型マンションサマリ）においては、ライセンス追加によるMRR（月次経常収益）の積み上げに注力するとともに、リカーリング商材の利用促進を図りました。また、賃貸系データベースの整備・拡充を並行して進め、不動産ビッグデータの更なる強化に努めてまいりました。マンション販売における集客支援を行うデジタルマーケティング領域においては、Web広告運用および広告企画販売に係る売上高は堅調に推移いたしました。

コスト面におきましては本社移転（新宿区から港区）に伴う一過性の費用が発生したほか、「賃料査定DX」等のサービス開発への積極的な投資を実施しました。前年度の大型ショット収益の影響により営業利益は前事業年度を下回りましたが、投資有価証券譲渡による売却益の影響で当期純利益では前事業年度を上回る結果となっております。

この結果、当事業年度の売上高は1,601,996千円（前事業年度比9.1%減）、営業利益は74,315千円（同56.3%減）、経常利益は82,543千円（同50.5%減）及び当期純利益は162,305千円（同28.3%増）となりました。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

### (2) 設備投資（研究開発）の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は2,475千円（ソフトウェア仮勘定を含み、資産除去債務に対応する除却費用の資産計上額は含まれておりません）であり、その主なものは業務用パソコン機器等の取得、及び本社移転費用であります。

また、データダウンロードサービス及びマンションバリュー、賃料査定DXの新規サービスの研究開発を実施しており、当事業年度にかかった研究開発費の総額は55,653千円であります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社の当面の課題は、①GA technologiesグループ全体との連携によるシナジー効果の最大化、②安定的な収益基盤の強化、③優秀な人材の確保及び育成等によるシステム開発力の強化が必要であると考えております。

#### ① GA technologiesグループ全体との連携によるシナジー効果の最大化

当社は株式会社GA technologiesのグループ会社となって以降、GA technologiesグループ全体との連携強化を進めております。引き続きシナジー効果を最大化できるよう、最大限の取り組みを推進してまいります。

#### ② 安定的な収益基盤の強化

当社は長年かけて収集・蓄積してきた不動産データベースを不動産業界に提供するマーケティングプラットフォーム事業を主な事業としております。今後の持続的な成長実現のためには、顧客ニーズにフィットした新たなサービスの開発・提供を通じて収益基盤を一層強化していくことが必須であると考えております。

##### 【プラットフォーム事業】

プラットフォーム事業においては、SaaS事業基盤の強化を図ってまいります。具体的には、従来の従量課金コンテンツを標準パッケージ化(インクルード)することで、プロダクトの利用価値を最大化し、ユーザーがコストを気にせず「いつでも、何度でも」使える環境を提供いたします。これにより、提供価値とマッチした新価格体系へ移行し、プラットフォーム事業の増収増益を目指してまいります。また、賃貸系データベースの強化が進み、2026年3月に「賃料査定DX」リリースいたしました。新築領域、中古領域に加え新たに賃貸領域へとサービスを拡張してまいります。今後も既存プロダクトのサービス拡充及び新規サービスの創出に向けて積極的に取り組んでまいります。

##### 【デジタルマーケティング事業】

デジタルマーケティング事業においては、専属のプランニングチームを新たに発足しました。これにより、これまでの属人的な提案から、最新の知見とデータを反映した高品質な提案を平準化してまいります。質の高い提案が案件獲得率を高めることにつながり、これによりデジタルマーケティング事業の増収増益を目指してまいります。

#### ③ 優秀な人材の確保及び育成等によるシステム開発力の強化

当社サービスの一層の充実を図るうえでは、システム開発力の強化が欠かせません。当社ではシステム開発要員の採用を積極的に実施し、人材の確保が進んだことにより、開発基盤の構築及び開発組織の強化を進めておりますが、現状では十分な開発リソースの確保ができておらず開発の大部分を外注により実施してい

る状況であるため、引き続き採用を継続し、システム開発力の一層の強化と開発業務の効率化を図ってまいります。

当社は、半期毎の人事評価制度の運用改善及び社内研修制度の見直し等により、従業員が主体的かつ柔軟に勤務できる魅力ある職場づくりを推進しております。こうした制度上の改善に加えて、福利厚生制度及びインセンティブの充実により、引き続き優秀な人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

|                        | 第 32 期<br>(2023年 2月) | 第 33 期<br>(2024年 2月) | 第 34 期<br>(2025年 2月) | 第 35 期<br>(2026年 2月) |
|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高 (千円)             | 1,414,567            | 1,437,040            | 1,763,285            | 1,601,996            |
| 営 業 利 益 (千円)           | 138,969              | 56,818               | 170,149              | 74,315               |
| 経 常 利 益 (千円)           | 141,270              | 59,088               | 166,605              | 82,543               |
| 当 期 純 利 益 (千円)         | 92,368               | 48,380               | 126,540              | 162,305              |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 34.26                | 18.26                | 48.81                | 62.72                |
| 総 資 産 (千円)             | 968,498              | 951,652              | 1,187,300            | 1,357,966            |
| 純 資 産 (千円)             | 709,319              | 763,702              | 889,059              | 1,112,053            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 268.23               | 286.94               | 327.25               | 398.74               |

## (6) 主要な事業内容

| 事業            | 主要製品及び事業内容                                         |
|---------------|----------------------------------------------------|
| プラットフォーム事業    | 不動産マーケティングプラットフォーム「Realnet」の運営、データダウンロードサービスMDLの運営 |
| デジタルマーケティング事業 | リスティング広告運用、CGM広告の企画・販売、サイト制作                       |
| その他           | タウンマンションプラス、システム開発                                 |

## (7) 主要な営業所

本 社 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー42階  
関西支社 大阪府大阪市中央区本町 2-1-6 堺筋本町センタービル7階  
東海支社 愛知県名古屋市中区栄 2-2-17 名古屋情報センタービル 6 階

## (8) 従業員の状況

| 従業員数 (人) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 | 平均年間給与 (千円) |
|----------|----------|--------|-------------|
| 59 (18)  | 43.1     | 11.2   | 6,477       |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数(契約社員・アルバイト)は( )内に外書で記載しております。  
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会社名                 | 資本金<br>(百万円) | 当社に対する議決権比率<br>(%) | 主な事業内容                                                   |
|---------------------|--------------|--------------------|----------------------------------------------------------|
| 株式会社GA technologies | 9,965        | 53.36              | AI不動産投資サービス「RENOSY」の開発・運営<br>SaaS型のBtoB PropTechプログラムの開発 |

- (注) 1. 親会社である株式会社GA technologiesと取引を行う際には、一般の取引条件と同様の条件によるものとし、当社及び少数株主の利益を害することがないように適切に対応いたします。具体的には、当社は親会社からの独立性を有する独立役員で社外取締役の監査等委員3名で構成される監査等委員会において、親会社を含めた全ての取締役との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討をおこなっております。また、法令、社内規程に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、かつ、重要な取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。当社は、親会社からの経営の独立性の確保に努めており、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、親会社との取引に係る決定を行っております。
2. GA technologiesグループにて運用するキャッシュマネジメントシステムにおいて資金を活用することを目的に、親会社との間で相互の資金の貸付を行っております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,744,000株
- (3) 株主数 1,311名
- (4) 大株主

| 株 主 名               | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|---------------------|-----------|-------------|
| 株式会社GA technologies | 1,424,000 | 53.34       |
| 株式会社JINX            | 316,100   | 11.84       |
| 光通信 K K 投資事業有限責任組合  | 143,700   | 5.38        |
| 森山 一郎               | 110,000   | 4.12        |
| 伊藤 修一               | 78,900    | 2.95        |
| 大寺 利幸               | 41,700    | 1.56        |
| 島田 佳明               | 30,000    | 1.12        |
| マーキュリー従業員持株会        | 18,500    | 0.69        |
| 陣 隆浩                | 14,800    | 0.55        |
| 細田 征三郎              | 12,800    | 0.47        |

(注) 当社は自己株式を74,601株保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年11月18日開催の取締役会決議に基づき、当社の執行役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

これに伴い、同年12月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2026年2月20日付で当社の執行役員4名、従業員42名に対し、自己株式79,500株の処分を行っております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                              | 第5回新株予約権                                    | 第8回新株予約権                                  |
|------------------------|------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                              | 2018年12月20日                                 | 2021年1月29日                                |
| 新株予約権の数                |                              | 278個                                        | 61個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                              | 普通株式 27,800株<br>(新株予約権1個につき 100株)           | 普通株式 6,100株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                              | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                              | 新株予約権1個当たり 45,000円<br>(1株当たり 450円)          | 新株予約権1個当たり 75,000円<br>(1株当たり 750円)        |
| 権利行使期間                 |                              | 2020年12月21日から<br>2028年12月20日まで              | 2023年1月30日から<br>2031年1月29日まで              |
| 行使の条件                  |                              | (注)1                                        | (注)2                                      |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(監査等委員及び社<br>外取締役を除く) | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 61個<br>目的となる株式数 6,100株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役<br>(監査等委員を除く)          | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名        | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)               | 新株予約権の数 78個<br>目的となる株式数 7,800株<br>保有者数 1名   | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      |

(注) 1. 第5回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任及び定年退職または転籍の場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権の行使期間のほか、以下の定めに従って、割当新株予約権の全部または一部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない割当新株予約権の行使を認めることができるものとする。

(a) 権利行使期間の開始日(当該日を含む。)より1年間は、割当新株予約権個数の1/3まで新株予約

権を行使することができるものとする。

(b) 上記(a)で定める期間が経過した日より1年間は、割当新株予約権個数の2/3まで（ただし、上記(a)で行使されたものを含む。）新株予約権を行使することができるものとする。

(c) 上記(b)に定める期間が経過した日より以降は、割当新株予約権のすべて（ただし、上記(a)及び(b)で行使されたものを除く。）を行使することができるものとする。上記(a)、(b)、(c)の計算の結果、新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、小数点第1位以下を切り上げるものとする。

(注) 2. 第8回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 3. 当社は、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

|                        |                              | 第11回新株予約権                                 | 第12回新株予約権                                   |
|------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                              | 2023年6月14日                                | 2024年7月16日                                  |
| 新株予約権の数                |                              | 25個                                       | 200個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                              | 普通株式 2,500株<br>(新株予約権1個につき 100株)          | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                              | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                      | 新株予約権と引き換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                              | 新株予約権1個当たり 80,800円<br>(1株当たり 808円)        | 新株予約権1個当たり 55,300円<br>(1株当たり 553円)          |
| 権利行使期間                 |                              | 2025年7月1日から<br>2033年5月31日まで               | 2026年8月2日から<br>2034年7月16日まで                 |
| 行使の条件                  |                              | (注)4                                      | (注)5                                        |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(監査等委員及び社<br>外取締役を除く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役<br>(監査等委員を除く)          | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)               | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        |

(注) 4. 第11回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（監査等委員である取締役含む。）、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 5. 第12回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役含む。）、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、ある

いは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## **(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                        |                              |                              |          |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|----------|
|                        |                              | 第13回新株予約権                    |          |
| 発行決議日                  |                              | 2025年2月10日                   |          |
| 新株予約権の数                |                              | 1,330個                       |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                              | 普通株式                         | 133,000株 |
|                        |                              | (新株予約権1個につき)                 | 100株)    |
| 新株予約権の払込金額             |                              | 新株予約権1個当たり                   | 100円     |
|                        |                              | (1株当たり)                      | 1円)      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                              | 新株予約権1個当たり                   | 70,900円  |
|                        |                              | (1株当たり)                      | 709円)    |
| 権利行使期間                 |                              | 2025年2月26日から<br>2030年2月10日まで |          |
| 行使の条件                  |                              | (注)                          |          |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(監査等委員及び社<br>外取締役を除く) | 新株予約権の数                      | 1,330個   |
|                        |                              | 目的となる株式数                     | 133,000株 |
|                        |                              | 保有者数                         | 1名       |
|                        | 社外取締役<br>(監査等委員を除く)          | 新株予約権の数                      | 一個       |
|                        |                              | 目的となる株式数                     | 一株       |
|                        |                              | 保有者数                         | 一名       |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)               | 新株予約権の数                      | 一個       |
|                        |                              | 目的となる株式数                     | 一株       |
|                        |                              | 保有者数                         | 一名       |

(注) 第13回新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役（監査等委員である取締役含む。）、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。但し、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引において1,270円を超過する取引が一度でも行われた場合に限り、当該取引が行われた日以降、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 上記②に関わらず、新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑦ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2026年2月28日現在）

| 地 位                | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                           |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長            | 陣 隆 浩   | CEO<br>株式会社JINX 代表取締役                                                                  |
| 代 表 取 締 役          | 大 寺 利 幸 | COO                                                                                    |
| 取 締 役              | 樺 島 弘 明 | 株式会社エル・ティー・エス 代表取締役 社長執行役員<br>人事本部長<br>株式会社フィックスターズ 社外取締役<br>株式会社NEXT ONE 社外取締役        |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 伊 藤 修 一 | メディカル・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役<br>株式会社サイバーテック 社外取締役                                        |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 齊 藤 悟 志 | 齊藤悟志公認会計士事務所 代表<br>一般社団法人日本ウェルネス漢方協会 監事<br>株式会社HUMAN LIFE 社外取締役<br>株式会社フィックスターズ 社外監査役  |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 呉 田 将 史 | 呉田公認会計士事務所 代表<br>ESネクスト有限責任監査法人 パートナー<br>株式会社Techouse 社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社パイオフィリア 監査役 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）樺島弘明氏、監査等委員である取締役伊藤修一氏、齊藤悟志氏、呉田将史氏は社外取締役であります。なお、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 常勤監査等委員伊藤修一氏は、長年に亘り事業会社において取締役として業務執行及び経営視点での豊富な実務経験を有しております。
4. 監査等委員齊藤悟志氏は、公認会計士及び中小企業診断士の資格を有しており、財務、会計及び企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員呉田将史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

| 氏 名   | 退 任 日      | 退任事由    | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 河村 隆博 | 2025年5月29日 | 任 期 満 了 | 取締役 コーポレート本部長兼経理部長  |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求が生じた際、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。その概要は以下のとおりであります。

当社の持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、取締役の意欲をより高め、かつ役位・職責に応じ、業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（月例報酬）と、業績に応じて変動する業績連動報酬等とし、インセンティブの報酬として非金銭報酬等を付与する構成となっております。非業務執行取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬である基本報酬（月例報酬）と、職務執行の対価として非金銭報酬等を付与する構成としております。

#### (a) 固定報酬の個人別報酬の決定に関する方針等

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）の固定報酬は月例とし、役位間・勤続年数・従業員とのバランス等に配慮したうえで決定します。

固定報酬の見直しは、代表取締役社長が取締役各人について個別の評価を行い、その評価に基づき個別支給案を策定したうえで取締役会にて決定します。

ただし、非業務執行取締役については、個別の評価は行いません。

#### (b) 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額及び付与の時期または条件の決定とその決定に係る方針

業績連動報酬は金銭報酬とし、当該事業年度終了後の一定の時期に支給します。

業績連動報酬の算定は、代表取締役社長が取締役各人について業績への貢献度等を勘案して個別支給案を策定したうえで取締役会にて決定します。

#### (c) 固定報酬の額及び業績連動報酬の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

当社においては、業務執行取締役の業績連動報酬については、健全なインセンティブとして機能するような適切な支給割合を決定します。

#### (d) 非金銭報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対し、職務執行の対価として付与するストック・オプションとしての新株予約権を付与します。具体的な内容については、監査等委員に説明し、適切な助言を得たうえで取締役会にて決定します。

#### (e) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

各取締役の個人別の具体的な報酬等については、代表取締役社長が社外取締役及び監査等委員に説明し、適切な助言を得たうえで個別支給案を策定し、最終的には取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は取締役会で、監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員会にて決定します。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額は、2023年5月30日開催の第32回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内）と決議されており、当該株主総会終結時点の員数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名。）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2024年5月30日開催の第33回定時株主総会においてストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50,000千円以内と決議されており、当該株主総会終結時点の員数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名。）です。

監査等委員である取締役に対する金銭報酬の額は、2023年5月30日開催の第32回定時株主総会において年額50,000千円以内とする旨、当該金銭報酬とは別枠でストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額5,000千円以内とする旨が決議されており、当該株主総会終結時点の員数は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名。）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                           | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               |    | 対象となる役員<br>の員数 (人) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|---------------|----|--------------------|
|                                |                    | 基本報酬               | ストック<br>オプション | 賞与 |                    |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 43,980<br>(3,600)  | 41,100<br>(3,600)  | 2,880<br>(-)  | -  | 4<br>(1)           |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 13,296<br>(13,296) | 13,140<br>(13,140) | 156<br>(156)  | -  | 3<br>(3)           |

(注) 1. 当事業年度末現在の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名、監査等委員である取締役3名であります。

2. 上記「ストック・オプション」は、当事業年度における費用計上額です。

3. 非金銭報酬等である当社のストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における付与状況は、「3. 新株予約権等に関する事項」の「(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分          | 氏 名   | 主な活動状況                                                                            |
|--------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役        | 樺島 弘明 | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、企業経営全般における幅広い見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。    |
| 社外取締役（監査等委員） | 伊藤 修一 | 当事業年度に開催された取締役会13回、また監査等委員会15回のすべてに出席し、他社での経営経験等に基づき、適宜発言を行いました。                  |
| 社外取締役（監査等委員） | 齊藤 悟志 | 当事業年度に開催された取締役会13回、また監査等委員会15回のすべてに出席し、他社での経営経験及び公認会計士・中小企業診断士の知見に基づき、適宜発言を行いました。 |
| 社外取締役（監査等委員） | 呉田 将史 | 当事業年度に開催された取締役会13回、また監査等委員会15回のすべてに出席し、公認会計士の経験及び知見に基づき、適宜発言を行いました。               |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額      |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、当該契約は締結しておりません。

なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において決議し定めております。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
- ② 内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。
- ③ 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、通報者等の保護を徹底します。
- ④ 会社規程集（定款を含む。）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にします。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報または文書は、社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
- ② 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適切に管理します。
- ③ 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用します。万一重大な事案が発生した場合は、損失または不利益を最小化するため適切な措置を講じます。
- ② 内部監査室は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、代表取締役へ報告します。

### (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図ります。
- ② 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備します。
- ③ 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行います。

### (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。

- ② 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮及び評価権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとします。

#### **(6) 監査等委員会補助人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査等委員会補助人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとします。
- ② 当該監査等委員会補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

#### **(7) 監査等委員会補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会補助人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底します。

#### **(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて適時・適切に監査等委員である取締役または監査等委員会と情報を共有します。
- ② 重要な稟議書は監査等委員である取締役が閲覧可能な状態となるよう情報共有を行います。
- ③ 監査等委員である取締役への報告を行った者に対し、報告したことを理由とする一切の不利な扱いを禁止します。

#### **(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、監査等委員会監査等基準に基づき精算処理を行います。

#### **(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務の執行状況を常に把握できる体制とします。
- ② 内部監査室及び会計監査人との定期的な連絡会として三様監査会議を設けて連携と情報共有を深め、実効的かつ効率的な監査が行えるようにします。

#### **(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進します。
- ② 内部統制が有効に機能する体制構築を進め、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。
- ③ 金融商品取引法等の関連法令との適合性を十分考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行います。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス管理委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。これらにより、必要に応じて社内諸規程及び業務プロセス等の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上しております。

常勤監査等委員は、監査等委員会監査のほか、社内の重要な会議体への出席や管理職者との面談等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

また、当社は専任の担当者による内部監査を定期的を実施しており、日々の業務が法令、定款及び社内諸規程に則って運用されているかを検証しております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|
| <b>資産の部</b>     |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,137,081</b> |
| 現金及び預金          | 855,904          |
| 売掛金             | 247,213          |
| 貯蔵品             | 152              |
| 前払費用            | 28,267           |
| その他             | 5,550            |
| 貸倒引当金           | △6               |
| <b>固定資産</b>     | <b>220,884</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>27,662</b>    |
| 建物（純額）          | 15,346           |
| 工具、器具及び備品（純額）   | 10,144           |
| リース資産（純額）       | 1,722            |
| 土地              | 448              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>28,476</b>    |
| ソフトウェア          | 27,304           |
| ソフトウェア仮勘定       | 787              |
| その他             | 384              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>164,745</b>   |
| 投資有価証券          | 1,700            |
| 繰延税金資産          | 84,651           |
| 長期前払費用          | 41,558           |
| その他             | 36,835           |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,357,966</b> |

| 科目             | 金額               |
|----------------|------------------|
| <b>負債の部</b>    |                  |
| <b>流動負債</b>    | <b>239,735</b>   |
| 買掛金            | 84,674           |
| リース債務          | 567              |
| 未払金            | 24,690           |
| 未払費用           | 26,562           |
| 未払法人税等         | 43,529           |
| 未払消費税等         | 22,349           |
| 契約負債           | 1,093            |
| 預り金            | 13,342           |
| 賞与引当金          | 22,801           |
| その他            | 124              |
| <b>固定負債</b>    | <b>6,176</b>     |
| リース債務          | 1,254            |
| 資産除去債務         | 4,790            |
| その他            | 131              |
| <b>負債合計</b>    | <b>245,912</b>   |
| <b>純資産の部</b>   |                  |
| <b>株主資本</b>    | <b>1,064,390</b> |
| 資本金            | 243,132          |
| 資本剰余金          | 207,732          |
| 資本準備金          | 207,732          |
| 利益剰余金          | 669,347          |
| その他利益剰余金       | 669,347          |
| 繰越利益剰余金        | 669,347          |
| 自己株式           | △55,820          |
| 新株予約権          | 47,663           |
| <b>純資産合計</b>   | <b>1,112,053</b> |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>1,357,966</b> |

損益計算書 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 1,601,996 |
| 売上原価         |         | 968,526   |
| 売上総利益        |         | 633,470   |
| 販売費及び一般管理費   |         | 559,154   |
| 営業利益         |         | 74,315    |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 10,245  |           |
| 受取配当金        | 890     |           |
| 商品券等受贈益      | 1,110   |           |
| 受取補償金        | 2,708   |           |
| その他          | 20      | 14,975    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 72      |           |
| 支払報酬         | 6,036   |           |
| その他          | 638     | 6,747     |
| 経常利益         |         | 82,543    |
| 特別利益         |         |           |
| 新株予約権戻入益     | 7,137   |           |
| 投資有価証券売却益    | 135,714 | 142,851   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 0       |           |
| 固定資産売却損      | 3       | 3         |
| 税引前当期純利益     |         | 225,391   |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 72,089    |
| 法人税等調整額      |         | △9,003    |
| 当期純利益        |         | 162,305   |

## 株主資本等変動計算書 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |          |         |          |         |
|--------------------------|---------|---------|----------|---------|----------|---------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金    |         |
|                          |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
|                          |         |         |          |         | 繰越利益剰余金  |         |
| 当期首残高                    | 243,132 | 207,732 | —        | 207,732 | 519,810  | 519,810 |
| 当期変動額                    |         |         |          |         |          |         |
| 当期純利益                    |         |         |          |         | 162,305  | 162,305 |
| 自己株式の処分<br>(新株予約権の行使)    |         |         | △5,613   | △5,613  |          |         |
| 自己株式の処分<br>(譲渡制限付株式報酬)   |         |         | △7,155   | △7,155  |          |         |
| 利益剰余金から<br>資本剰余金への振替     |         |         | 12,768   | 12,768  | △12,768  | △12,768 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         |          |         |          |         |
| 当期変動額合計                  | —       | —       | —        | —       | 149,537  | 149,537 |
| 当期末残高                    | 243,132 | 207,732 | —        | 207,732 | 669,347  | 669,347 |

|                          | 株主資本     |           | 新株予約権  | 純資産合計     |
|--------------------------|----------|-----------|--------|-----------|
|                          | 自己株式     | 株主資本合計    |        |           |
| 当期首残高                    | △129,325 | 841,348   | 47,710 | 889,059   |
| 当期変動額                    |          |           |        |           |
| 当期純利益                    |          | 162,305   |        | 162,305   |
| 自己株式の処分<br>(新株予約権の行使)    | 14,118   | 8,505     |        | 8,505     |
| 自己株式の処分<br>(譲渡制限付株式報酬)   | 59,386   | 52,231    |        | 52,231    |
| 利益剰余金から<br>資本剰余金への振替     |          | —         |        | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |          |           | △47    | △47       |
| 当期変動額合計                  | 73,504   | 223,042   | △47    | 222,994   |
| 当期末残高                    | △55,820  | 1,064,390 | 47,663 | 1,112,053 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 3～10年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（3～5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する不動産マーケティングソリューション事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

また、取引の対価については履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ①プラットフォーム事業

主として顧客との間に締結した役務提供契約に基づき役務・サービスの提供を行っており、時間の経過に応じて履行義務を充足することから、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

#### ②デジタルマーケティング事業

主として広告運用における役務の提供が履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたって収益を認識しております。

### ③受託開発

主として受託開発業務を行っており、顧客仕様に基づいたソフトウェア等の成果物を制作し引き渡す義務を負っております。

開発作業の進捗に伴い履行義務が充足されるため、合理的に当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、顧客が成果物を検収した時点で収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

### ④その他事業

当社のその他の契約に基づく役務提供については、それぞれの契約に応じて役務提供完了時点又は契約期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「長期前払費用」は1,795千円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「受取補償金」は149千円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|              | 当事業年度<br>(千円) |
|--------------|---------------|
| 繰延税金資産（純額）   | 84,651        |
| 繰延税金負債相殺前の金額 | 85,945        |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

###### ②主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

###### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があることから、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

|                                                              |            |
|--------------------------------------------------------------|------------|
| 5. 貸借対照表に関する注記                                               |            |
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                           | 23,575千円   |
| (2) 関係会社に対する債権債務                                             |            |
| 短期金銭債権                                                       | 1,032千円    |
| 短期金銭債務                                                       | 548千円      |
| 6. 損益計算書に関する注記                                               |            |
| 関係会社との取引高                                                    |            |
| 売上高                                                          | 5,636千円    |
| 売上原価                                                         | 262千円      |
| 販売費及び一般管理費                                                   | 186千円      |
| 営業取引以外の取引高                                                   | 9,643千円    |
| 7. 株主資本等変動計算書に関する注記                                          |            |
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |            |
| 普通株式                                                         | 2,744,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数                                   |            |
| 普通株式                                                         | 74,601株    |
| (3) 剰余金の配当に関する事項                                             |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |            |
| 普通株式                                                         | 170,400株   |

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 繰延税金資産               |        |
| 未払事業税                | 2,889  |
| 賞与引当金                | 6,981  |
| 減価償却超過額              | 23,402 |
| 研究開発費                | 33,828 |
| 投資有価証券評価損            | 6,398  |
| 資産除去債務               | 1,509  |
| 敷金償却                 | 3,556  |
| 減損損失                 | 2,029  |
| 保証金償却                | 260    |
| 株式報酬費用               | 12,012 |
| 未払地代家賃               | 338    |
| その他                  | 966    |
| 繰延税金資産小計             | 94,174 |
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | △8,228 |
| 繰延税金資産合計             | 85,945 |
| 繰延税金負債               |        |
| 資産除去債務に対応する除去費用      | △1,294 |
| 繰延税金負債小計             | △1,294 |
| 繰延税金資産の純額            | 84,651 |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 法定実効税率               | 30.6%        |
| (調整)                 |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 2.1%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △1.0%        |
| 税額控除                 | △3.3%        |
| 住民税均等割等              | 0.6%         |
| 評価性引当額の増減            | 0.1%         |
| 税率変更に伴う期末繰延税金資産の増額修正 | △0.7%        |
| その他                  | △0.4%        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>28.0%</u> |

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し、計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (a)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。

##### (b)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り表を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、貸借対照表に計上している投資有価証券 1,700千円は、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

また、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|     | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金  | 855,904      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金 | 247,213      | —                   | —                    | —            |
| 合計  | 1,103,117    | —                   | —                    | —            |

(注2) 金融商品の時価のレベルごとの内容に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

|                       | 財又はサービス<br>(千円)    |                       |              | 合計        |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------|-----------|
|                       | プラット<br>フォーム<br>事業 | デジタル<br>マーケ<br>ティング事業 | その他事業<br>(注) |           |
| 一時点で移転される財又はサービス      | 58,513             | 64,101                | 50,684       | 173,299   |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 948,303            | 456,443               | 23,949       | 1,428,697 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 1,006,816          | 520,545               | 74,634       | 1,601,996 |
| その他の収益                | —                  | —                     | —            | —         |
| 外部顧客への売上高             | 1,006,816          | 520,545               | 74,634       | 1,601,996 |

(注) 「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

|      | 期首残高<br>(千円) | 期末残高<br>(千円) |
|------|--------------|--------------|
| 契約資産 | 6,637        | —            |
| 契約負債 | 1,390        | 1,093        |

契約資産は、顧客との受託契約等について進捗度に応じて認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,390千円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 持分法損益等に関する注記

当社は、関連会社がありませんので、持分法損益等を記載しておりません。

12. 関連当事者との取引に関する注記  
親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称                 | 所在地       | 資本金<br>(百万円) | 事業の内容                                                                                  | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                             | 取引の内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------------------|-----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------|--------------|-----|--------------|
| 親会社 | 株式会社GA<br>technologies | 東京都<br>港区 | 9,965        | AI 不動産<br>投資サービス<br>「RENOSY」<br>の開発・運<br>営、SaaS型<br>の BtoB<br>PropTech<br>プロダクト<br>の開発 | (被所有)<br>直接<br>53.36          | 当社サー<br>ビスの提<br>供・貸貸<br>借取引・<br>資金の貸<br>付 | 当社サー<br>ビスの提供<br>(注1) | 4,908        | 売掛金 | 450          |
|     |                        |           |              |                                                                                        |                               |                                           | 賃料の支払                 | 448          | 未払金 | 493          |
|     |                        |           |              |                                                                                        |                               |                                           | 資金の貸付<br>(注2)         | 1,600,000    | —   | —            |
|     |                        |           |              |                                                                                        |                               |                                           | 利息の受取<br>(注2)         | 9,643        | —   | —            |

(注1) サービス提供の取引条件は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産

398円74銭

1株当たり当期純利益

62円72銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

株式会社マーキュリー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 葛貫 誠司 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 吉田 靖史 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーキュリーの2025年3月1日から2026年2月28日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、(1) 親会社を含むグループ会社間における取引の適正性及び利益相反の有無の確認、(2) システム開発のコスト管理体制構築・運用状況の確認、(3) 内部統制システムの構築・運用状況の確認、(4) コンプライアンス及びリスク管理体制の構築・運用状況、(5) 適正・的確な財務報告及び開示に係る統制の状況を重点監査項目として設定し、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 親会社等との取引に関する、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月24日

株式会社マーキュリー 監査等委員会  
常勤社外監査等委員 伊藤 修一 印  
社外監査等委員 齊藤 悟志 印  
社外監査等委員 呉田 将史 印

注 監査等委員伊藤修一及び齊藤悟志及び呉田将史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

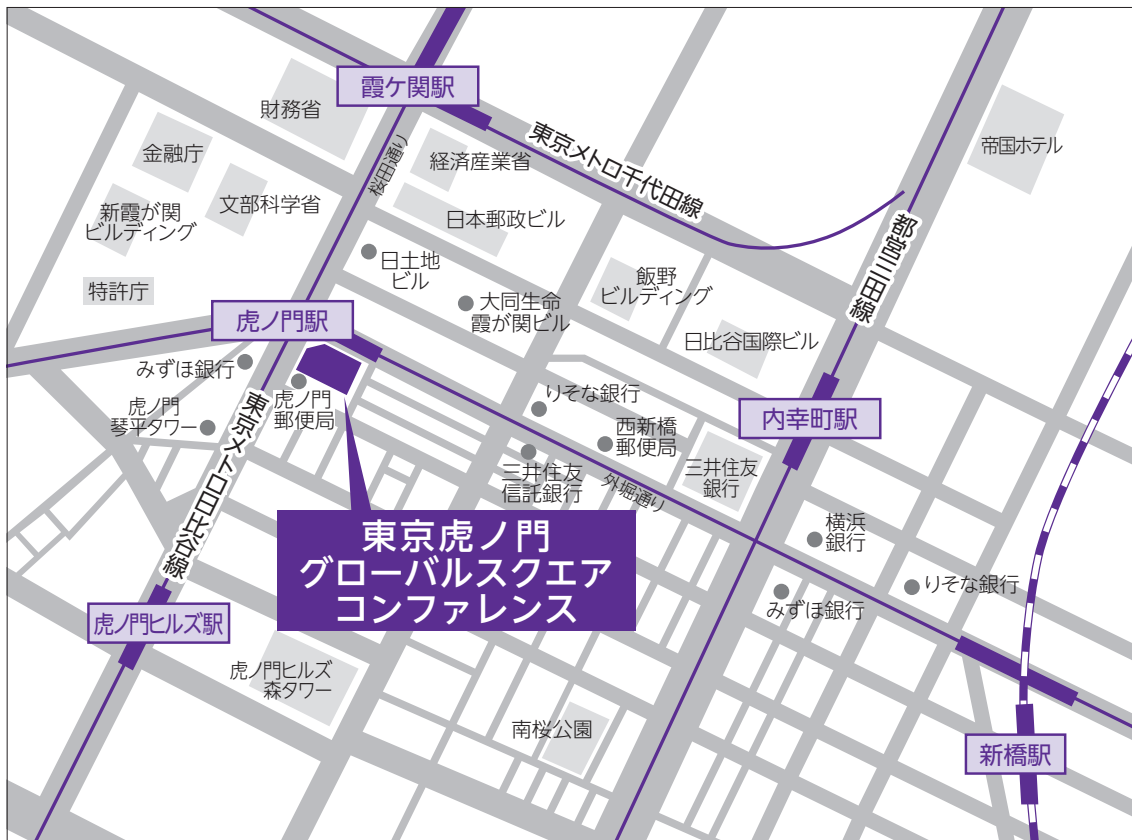
以 上

# 株主総会会場 ご案内図

会場

# 東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア 4階



## 交通

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 東京メトロ 銀座線            | 虎ノ門駅 (徒歩1分 12番出口直結)    |
| 東京メトロ 丸ノ内線・千代田線・日比谷線 | 霞ヶ関駅 (徒歩4分 A12出口)      |
| 都営地下鉄 三田線            | 内幸町駅 (徒歩6分 A3出口)       |
| 東京メトロ 日比谷線           | 虎ノ門ヒルズ駅 (徒歩6分 地下通路直結)  |
| JR                   | 新橋駅 (徒歩10分 日比谷口SL広場より) |

**お知らせ** 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。